

# 運用益事業の見直しについて

平成25年1月

## 運用益事業の意義

保険金の支払いだけでは自動車事故被害者の十分な救済が図られない場合等があることから、国、保険会社、共済組合は、保険料に係る準備金又は滞留資金から生じる運用益を活用して、**被害者の保護の増進と自動車事故の発生の防止**に係る各種事業（**運用益事業**）を実施。

- 国（過去の再保険事業に係る運用益）： 被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止に関する事業（自賠法附則第4項）
- 保険会社・共済組合（滞留資金から生じる運用益）： 自動車事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者対策、後遺障害認定対策、医療費支払適正化対策等に係る事業（自賠法第28条の3）

## 運用益事業の見直しの経緯

平成23年1月自賠責審議会における御意見

「現在の運用益事業の枠組みの下、効率化を図る観点から、国、保険会社及び共済組合で実施している運用益事業について精査する必要がある」

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」の枠組みの中で検討

有志・代理による会議（見直しの方向性(23年12月)、各事業の精査(24年6月))、本懇談会（とりまとめ（24年8月））を開催

## 見直しの基本的な考え方

### <主な論点>

- 財源論** ● 自動車ユーザーが支払った保険料の準備金の運用益を当該事業に支出することが適切であるか。
- 必要性** ● 被害者保護の増進に資するべきとの観点から、当該事業の必要性は高いものであるか。
- 効率性** ● 限られた財源により最大限の効果を図るべきとの観点から、当該事業は効率性が高いものであるか。

※ 被害者保護が後退しないこと、被害者支援への重点化を図ること、引き続き関係者の意見を把握し、事業の選定に反映させること等について留意が必要。

### <見直しの方向性>

左記論点を踏まえ、**個別の運用益事業について検証**

上記検証結果を踏まえ、**事業の見直しの実施**

国、損保協会、共済組合において**事業の検討・決定**

(注) 損保協会・共済組合においては、第三者委員で構成される自賠責運用益使途選定委員会で審議を行った上で決定する。

## 運用益事業の検討・選定

運用益事業の選定に向け、各事業について**引き続き厳しく精査すること。**

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」で示した各事業の検証結果は、現時点での大まかな方向性であり、運用益事業の選定に当たっては、被害者保護の充実を図りつつ、財源論、必要性、効率性等の観点から引き続き厳しく精査を行う。

運用益事業の選定について、**国民全般の理解を得るための取組を行うこと。**

国、保険会社、共済組合は、運用益事業の実施主体として、国民・関係者の理解を得ることに十分留意し、事業選定の説明責任を積極的に果たしていく。

# 検証結果について（平成25年度の方向性）（今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会報告(平成24年8月1日)）(概要)

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 1. 被害者保護対策事業

※ 一部の事業について抜粋

### ○ 救急医療体制の整備（救急医療機関における機器・機材の整備）

実施主体	事業内容	24年度予算	検証結果（25年度の方向性）
保険会社	■ 救急医療機器・機材の整備に係る支援 ・ 救急医療機器購入費補助	572百万円	<b>継続</b> （医療機器の利用状況、自動車事故の救急医療の実態等を踏まえて引き続き精査）
	■ 高規格救急自動車の整備に係る支援 ・ 高規格救急自動車の寄贈（消防庁）	110百万円	<b>継続</b> （普及状況等を踏まえ減額を検討）
J A 共済	■ 救急医療機器等の整備に係る支援 ・ 救急医療機器等購入費補助	800百万円	<b>継続</b> （実施効果を引き続き検証の上、減額を検討）

### ○ 被害者救済（重度後遺障害者等への支援）

国	■ (独)自動車事故対策機構運営費交付金 ・ 療護施設の運営、交通遺児等貸付等の被害者救済事業	6,943百万円 の内数	<b>拡充</b> （機構の業務運営の効率化を図りつつ、被害者支援に重点化）
	■ 在宅の重度後遺障害者への支援 ・ 介護料の支給、短期入院の際に要する費用の補助 等	3,450百万円	<b>拡充</b> （被害者のニーズを踏まえて、事業内容を引き続き検討）
保険会社	■ 被害者・家族等の心のケア、講習会開催等に係る支援 ・ リハビリテーション講習会開催費用補助ほか	73百万円	<b>継続</b>

### ○ 被害者救済（事故の相談・解決）

国	■ 交通事故の相談・示談あっ旋に係る支援 ・ 弁護士による自動車事故賠償問題に係る無料の法律相談等の事業に要する経費の補助	570百万円	<b>継続</b> （効率化を図りつつ、引き続き実施）
---	--	--------	-----------------------------

## 2. 事故防止対策事業（自動車事故発生防止対策）

国	■ 事故防止対策支援推進事業 ・ 衝突被害軽減ブレーキ等のA S V（先進安全自動車）の導入に要する費用 等	811百万円	<b>拡充</b> （事故防止効果が高い事業について、効果を検証しつつ、重点的に実施）
	■ オムニバスタウン整備総合対策事業	285百万円	<b>廃止</b> （現在実施している事業の終了に伴い、平成25年度に廃止）
保険会社	■ 交通事故防止用機器の整備に係る支援 ・ 交通事故防止用機器の寄贈（警察庁）	78百万円	<b>継続</b> （被害者団体からのニーズ等を踏まえつつも、当面は減額を検討）
J A 共済	■ 幼児向け交通安全教室・高齢者向け交通安全教室の実施	340百万円	<b>継続</b> （事故防止効果が高い事業の充実を図る）
	■ 児童・生徒向け交通安全啓発活動	163百万円	

## 3. 運用益事業の合計額（平成24年度予算）

国	保険会社	J A 共済	合計額
約128.7億円	約21.8億円	約16.4億円	<b>約166.8億円</b>

## 運用益事業の見直しについて

### 1. 運用益事業の意義

自動車損害賠償責任保険・共済事業によって生じた保険会社及び共済組合における準備金の運用益については、自動車損害賠償保障法第28条の3に基づき、自動車事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者対策、後遺障害認定対策、医療費支払適正化対策その他の対策に係る事業に活用することができることとされている。また、国は、同法附則第4項に基づき、過去の再保険事業による準備金の運用益を安定的に被害者の保護の増進や自動車事故の発生の防止に関する事業に充てることとされている。

当該規定に基づき、国土交通省では運用益事業として、被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止に対する責務に則り、全国一律に提供されるべき被害者への給付、事業者への安全指導等の直接的な事業を実施している。一方、保険会社及び共済組合では、国の取組を補完・促進するもの、又は呼び水となる先駆的事业や水準向上に資する事業を行っているところである。

### 2. 運用益事業の見直しの経緯

平成23年1月に開催された第129回自動車損害賠償責任保険審議会において、現在の運用益事業の枠組みの下、効率化を図る観点から、国、保険会社及び共済組合が実施している運用益事業について精査する必要があるとの意見が示された。

これを踏まえ、平成23年6月に開催された「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において、同懇談会の枠組みの中で、運用益事業の見直しに係る検討を進めることとされた。

その後、平成23年12月と本年6月に、同懇談会の委員の有志又は代理の者による会議を開催し、運用益事業の見直しの基本的な考え方を整理した上で、国、保険会社及び共済組合が実施している個別の運用益事業について、具体的な見直しのために必要な検討を行ってきたところである。

### 3. 運用益事業の見直しの基本的な考え方

#### (1) 主な論点

運用益事業は、過去の再保険事業及び現在の保険・共済事業における準備金について生じた運用益を財源として、自動車事故の被害者に対する支援等を行う支え合いの仕組みの一つである。このことを踏まえ、以下のような論点が考えられる。

なお、運用益事業の見直しに当たっては、上述の意義に照らし、当該事業の廃止や縮小によって、被害者の保護が後退することがないように留意する必要がある。

## ア 運用益を財源とすることについて

運用益事業は自動車ユーザーが支払った保険料に係る準備金の運用益を財源としているが、当該事業は、このような観点から、適切なものであるか（財源論）。

例えば、自動車事故被害者とそれ以外の者の双方が利用する施設等であっても、自動車事故被害者の救済に必須のものである場合には、当該施設等について、運用益から一定の手当をする必要があるが、その規模や対象は適切であるか。

## イ 事業の対象範囲について

運用益事業は被害者の保護の増進に資するものであるべきであるが、当該事業は、このような観点から、必要性が高いものであるか（必要性）。

被害者やその家族には、保険金の支払いでは補うことのできない精神的負担や介護負担等があることに鑑み、国、保険会社及び共済組合のそれぞれの役割に応じて、そのような負担を軽減するための事業に重点的に取り組まれているか。

## ウ 財源の効率的な運用について

運用益事業は限られた財源により被害者の保護の増進を最大限に図るべきであるが、当該事業は、このような観点から、効率性が高いものであるか（効率性）。

運用益による支援を必要とする者や整備すべき設備等が多数・多様にわたる場合には、国、保険会社及び共済組合のそれぞれが支援を行うことが必要であるが、各事業は、被害者の保護を増進するという目的に照らして、財源の効率的な運用が行われているか。また、被害者救済事業の特性が十分に考慮されているか。

## (2) 事業の見直しの方向性について

### ア 事業の効果の把握・検証

上述の論点を踏まえ、国、保険会社及び共済組合において、それぞれが実施している運用益事業について、各々がこれまで行ってきた評価の仕組みにおいて、引き続き事業の規模・対象の適切性、優先度、効果等を分析し、各事業の必要性・効率性を検証することとする。

### イ 検証結果を踏まえた見直し

検証の結果を踏まえ、規模の縮減やより必要性の高い事業への重点化等も含めて見直しを行うこととする。

### ウ 今後の事業のあり方

国においては、被害者援護業務に重点化を図ることとされていることから（特別会計事業仕分け（平成22年10月）、（独）自動車事故対策機構第三期中期目標・計画）、これを踏まえて、運用益事業の選定に向けた作業を進めるものとする。なお、被害者援護業務のあり方については、よりきめ細

かく、直接的な支援を求める被害者等のニーズを踏まえ、事業内容の更なる検討を進めるものとする。また、事故防止対策事業については、最近の自動車事故の発生状況等を踏まえ、特に効果の大きい事業に重点化するものとする。保険会社及び共済組合においても、国と同様に、被害者支援への重点化を図る方向で作業を進めるものとする。

また、国、保険会社及び共済組合は、引き続き、自動車損害賠償責任保険審議会、「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」等の機会を通じて、被害者等のニーズを含めて、関係者の意見を把握し、必要に応じて事業の選定の過程で反映させることとする。

#### 4. 運用益事業の各事業の検討

個別の運用益事業について、主に、運用益を財源とすること（財源論）、事業の対象範囲（必要性）及び財源の効率的な運用（効率性）（上記3.（1）ア～ウ参照）の観点から評価を行い、当該評価に基づき、別紙のとおり、平成25年度における各事業の方向性を検討した。

運用益事業の実施主体である国、保険会社及び共済組合は、上記結論を十分に尊重した上で、平成25年度における運用益事業の選定に向けた作業に取り組むことが求められる。

なお、別紙に示された各事業の検証結果は、平成25年度に向けた、あくまでも現時点での大まかな方向性を示すものであり、その具体的内容について、国、保険会社及び共済組合は、今後も財源論、必要性、効率性等の観点から、引き続き厳しく精査を行うものとする。

#### 5. 運用益事業の選定について

運用益事業は、過去の再保険事業及び現在の保険・共済事業における準備金の運用益を財源としており、自動車損害賠償保障制度において、自動車事故被害者の救済に当たって重要な役割を果たしている。したがって、運用益事業の実施主体である国、保険会社及び共済組合は、事業の選定に当たって、自動車事故被害者、自動車ユーザー等の関係者を含め、国民全般の理解を得るための取組が求められている。

国、保険会社及び共済組合は、事業の選定方法等について、現在も情報公開を行っているところであるが、運用益事業の実施主体として、引き続き関係者の理解を得ることに十分留意するとともに、インターネットのホームページ等を活用して、事業選定の説明責任を積極的に果たしていくものとする。

国、保険会社、JA共済による運用益事業一覧

別紙

1. 被害者保護対策事業

※ 検証結果は、あくまでも現時点での大まかな方向性を示すものであり、今後も財源論、必要性、効率性等の観点から、引き続き精査を行うものとする。

(単位:百万円)

分類	実施主体	事業内容	22年度	23年度	24年度	22~24増減	「基本的な考え方」論点			検証結果 (25年度の方向性 (案))	あり方懇・自賠審における主なご指摘	ご指摘に対する考え方等
							運用益を財源 とすることにつ いて(財源論)	事業の対象 範囲について (必要性)	財源の効率 的な運用につ いて(効率性)			
救急医療体制の整備	国	■自動車事故医療体制整備事業 ・救急医療機関に対する救急医療機器の整備費用の補助	229	120	120	-47.6%	○	○	○	継続 (医療機器の利用状況、自動車事故の救急医療の実態等を踏まえて精査の上、引き続き効率的・効果的に実施)	・一般会計で措置すべきではないか。 ・都道府県の支援事業との重複を排除すべきではないか。	■自動車事故被害者の救済を図るため、交通事故被害者が多く搬送される病院に対して救急医療機器の整備費用を補助している。なお、機器の利用における自動車事故被害者の割合を踏まえ、平成23年度より補助割合を1/4から1/8に引き下げたところ。 ■補助対象の選定にあたっては、地域の医療体制の整備を行う都道府県と相談しながら、他の補助金等との重複のないよう選考している。
	保険会社	■救急医療機器・機材の整備に係る支援 ・救急医療機器購入費補助	572	572	572	0.0%	○	○	○	継続 (医療機器の利用状況、自動車事故の救急医療の実態等を踏まえて引き続き精査)	・一般会計で措置すべきではないか。 ・企業のCSRの観点から行うべきでないか。	■昭和44年10月の自賠審答申(交通救急医療体制の整備充実)を受け、医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院等に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助している。 ■救急救命医療体制を整備・維持するためには必要な事業と認識されるが、国等における予算措置の状況も踏まえて、各病院からの申請を精査し、次年度以降の提出について検討する。
	JA共済	■高規格救急自動車の整備に係る支援 ・高規格救急自動車の寄贈(消防庁)	110	110	110	0.0%	○	○	○	継続 (普及状況等を踏まえ減額を検討)	・一般会計で措置すべきではないか。 ・企業のCSRの観点から行うべきでないか。	■昭和44年10月の自賠審答申(交通救急医療体制の整備充実)を受け、被害者救済に直結する救急医療体制の整備を目的として実施している。 ■損保としては、国等における予算措置の状況や高規格救急車の普及状況等を踏まえて、次年度以降の提出について検討する。
	JA共済	■救急医療機器等の整備にかかる支援 ・救急医療機器等購入費補助(JA厚生連他)	1,000	1,000	800	-20.0%	○	○	○	継続 (実施効果を引き続き検証の上、減額を検討)	・身内への拠出となっていないか。 ・運用益事業の半分弱を占めており、割合が大きい。	■JA厚生連は、医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者として厚生労働大臣から指定を受けており、地域の救急医療体制の中核を担っている。 ■実施規模については、実施効果等を引き続き検証するとともに、減額を検討する。
救急医療体制の整備支援	保険会社	■救急医療体制の整備に係る啓発、研究等取組み支援 ①交通事故被害者を対象とした救急蘇生(AED)の普及・啓発 ②緊急自動通報システムを活用した交通事故死傷者低減研究 ③救急外傷診療の研修会費用補助 ④救急外傷看護の研修会費用補助	35	40	45	28.6%	○	○	○	継続 (但し、左記①、②の事業は3年計画満了に伴い終了予定)	-	
ドクターヘリの普及促進	保険会社	■ドクターヘリの普及促進に係る取組み支援 ①ドクターヘリ講習会費用補助 ②ヘリコプターを活用した救急医療システム構築のための事業補助 ③救急ヘリコプター導入病院のフライト医師・看護師等の養成費用補助	21	21	21	0.0%	○	○	○	継続 (必要性、効率性の観点から引き続き精査)	・重複を排除すべきではないか。(左記②、③)	■第7次交通安全基本計画(内閣府/平成13~17年実施)やドクターヘリ特別措置法及び関連政省令の施行(平成20年4月)に伴い、交通事故被害者の救命率向上を目的として実施している。(ヘリ機体購入費用等ハード面への拠出は実施しておらず、研修等ソフト面に対してのみ拠出) ■拠出額の決定にあたっては、事前に損保協会およびJA共済連にて協議を実施しており、次年度以降の提出についてもJA共済連と事前に調整の上、検討する。
	JA共済	■ドクターヘリの普及促進に係る取組み支援	13	13	13	0.0%	○	○	○	継続 (実施効果を引き続き検証)	・重複を排除すべきではないか。	■国・民間の役割分担(平成23年1月開催の自賠審で整理)に基づき実施しており、拠出額の決定にあたっては、事前に損保協会と協議を実施している。 ■平成25年度についても、損保協会と事前に調整のうえ、拠出額を決定する。

分類	実施主体	事業内容	22年度	23年度	24年度	22～24増減	「基本的な考え方」論点			検証結果 (25年度の方向性 (案))	あり方懇・自賠審における主なご指摘	ご指摘に対する考え方等
							適用益を財源とすることについて(財源論)	事業の対象範囲について(必要性)	財源の効率的な運用について(効率性)			
重度後遺障害者への支援	国	■(独)自動車事故対策機構運営費交付金 ・療護施設の運営、交通遺児等貸付等の被害者救済事業	7,420の内数	7,144の内数	6,943の内数	—	◎	◎	○	拡充 (機構の業務運営の効率化を図りつつ、被害者支援に重点化)	—	・関東・近畿地区における委託病床の拡充、職員による在宅の重度後遺障害者に対する訪問支援等の充実を予定(「独」自動車事故対策機構第三期中期目標・計画)
		■(独)自動車事故対策施設整備費補助金 ・療護施設の施設整備に関する経費	384	380	379	-1.3%	◎	○	○	継続 (真に必要な医療機器の更新等を実施)	—	・療護センターの医療機器の更新等に必要経費
		■在宅の重度後遺障害者への支援 ①介護料の支給 ②短期入院の際に要する費用の補助 ③短期入院協力病院に対する医療器具の整備費用、事務費の補助	3,058	3,372	3,450	12.8%	◎	◎	◎	拡充 (被害者のニーズを踏まえて、事業内容を引き続き検討)	—	・「重度後遺障害者への支援に集中し、また、「自動車事故防止対策事業」から「被害者保護対策事業」に予算をシフトするなど選択と集中を行うべき(平成22年特別会計事業仕分け)
被害軽減	国	■(独)自動車事故対策機構運営費交付金 ・自動車アセスメント事業	7,420の内数	7,144の内数	6,943の内数	—	○	○	○	継続 (別法人に移管するまでの間、引き続き効率的・効果的に実施)	—	・自動車検査独立行政法人及び(独)交通安全環境研究所の統合後の法人に移管(「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」平成24年1月閣議決定)
		■自動車事故救急法普及事業 ・自動車事故現場に特化した救急法の講習会等の開催に要する経費の補助	10	10	10	0.0%	○	○	○	継続 (実施効果を検証しつつ、引き続き効率的・効果的に実施)	—	—
交通遺児への支援	国	■交通遺児に対する育成支援 ・交通遺児への育成基金事業に要する経費の補助 →(財)交通遺児等育成基金	146	108	101	-30.8%	◎	○	○	継続 (申請状況等を踏まえて精査の上、引き続き実施)	・国と民間の拠出が重複しており、問題ではないか。	■基金を効率・安定的に運用するため、国と民間団体による拠出が必要である。(国が全体の2分の1を負担)
	保険会社	■交通遺児に対する育成支援 ①損害賠償金による交通遺児育成基金事業支援 ②交通遺児への奨学金支給補助	107	92	93	-13.1%	○	○	○	継続 (申請状況や財政状況等を踏まえ引き続き検討)	・重複を排除すべきではないか。	<p>&lt;左記①&gt;</p> <p>■賠償金の効率・安定的な運用を通じた交通遺児への定期給付を目的として、国と民間団体[(一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車工業会、JA共済連、日本財団]により実施している。</p> <p>■団体発足時から、国(全体の2分の1)、損保(全体の3分の1)等民間団体の拠出分担割合が取り決められている。</p> <p>&lt;左記②&gt;</p> <p>■近年の金融環境悪化により、交通遺児育英会の財産運用収入や一般寄付が減少する一方で、交通遺児家庭、特に母子家庭の生活を支えるための奨学金貸与の要請が高まっていることを受け、奨学金貸与の維持、教育の機会均等を図ることを目的として実施している。</p> <p>■同育英会の財政状況から一時拠出を取り止めていたが、経済情勢の変化を背景として平成22年より拠出を再開している。</p> <p>■当該年度の不足額を一人当たり年間平均奨学貸与額で除して算出した財産運用収入不足額に対し、一定額を支援している。</p> <p>■次年度以降の拠出についても、引き続き国・民間の役割分担を踏まえて検討する。</p>
	JA共済	■交通遺児に対する育成支援 ①(財)交通遺児等育成基金の支援 ②(公財)交通遺児育英会の支援	20	20	17	-15.0%	○	○	○	継続 (国・民間の役割分担を踏まえ、検討)	・重複を排除すべきではないか。	<p>■左記①については、団体発足時から、国・損保・JA共済等の拠出分担割合が取り決められている。(JA共済の拠出割合は20分の1)</p> <p>■左記②については、同団体の財政状況等から一時拠出を取り止めていたが、経済情勢の変化を背景として平成22年より拠出を再開した。</p> <p>■国・民間の役割分担を踏まえ実施</p>



分類	実施主体	事業内容	22年度	23年度	24年度	22～24増減	「基本的な考え方」論点			検証結果 (25年度の方向性 (案))	あり方懇・自賠審における主なご指摘	ご指摘に対する考え方等
							通用益を財源とすることについて(財源論)	事業の対象範囲について(必要性)	財源の効率的な運用について(効率性)			
害者救済	国	■交通事故の相談・示談あつ旋に係る支援 ・弁護士による自動車事故賠償問題に係る無料の法律相談等の事業に要する経費の補助→(公財)日弁連交通事故相談センター	570	570	570	0.0%	◎	○	○	継続 (効率化を図りつつ、引き続き実施)	・任意保険に関する部分は一般会計で措置すべきではないか。	■本制度は、賠償問題に必ずしも知見を有しない被害者の救済に重要な役割を果たしている。 ■相談内容の充実や業務運営の効率化等を要請
		■交通事故による紛争処理に係る支援 専門医らによる後遺障害の等級認定等に関する無料の紛争の調停業務に要する経費の補助→(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構	150	150	150	0.0%	◎	○	○	継続 (効率化を図りつつ、引き続き実施)	・他の紛争処理機関と事業の重複があるのではないか。	■本制度は、紛争処理に必ずしも知見を有しない被害者の救済に重要な役割を果たしている。 ■(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構は、自動車損害賠償保障法に基づく現時点で唯一の紛争処理機関であり、被害者等に費用負担を求めることなく、また、中立公正に紛争処理業務を行うため、国から補助しているものである。
	保険会社	■交通事故の相談・解決に係る支援 ①交通事故無料相談事業支援 ②弁護士への医療研修	892	903	908	1.8%	○	○	○	継続 (被害者の要望等を踏まえつつ、引き続き精査)	・重複を排除すべきではないか。(左記①)	■(公財)交通事故紛争処理センターの性格上、その運営費については保険会社の利益に属さない運用益から拠出すべきとの論議が昭和50年当時の国会で行われ、また、平成12年の自賠審答申でもその機能の充実が求められ、実施している。 ■拠出額の決定にあたっては、事前に損保協会、JA共済連等にて協議を実施し、既往1か年の相談件数割合によって拠出分担割合を決定している。 ■昨今ADR(裁判外紛争処理)機能の充実が求められている中、交通事故無料相談の増加に鑑み(年間約25,000件)、必要な事業と認識されるが、次年度以降の拠出についても引き続き効率性の観点を踏まえて検討する。
	JA共済	■交通事故の相談・解決にかかる支援 ①交通事故無料相談事業支援 ②自動車事故損害賠償に関する無料法律相談事業の支援	87	91	92	6.2%	○	○	○	継続 (被害者の相談件数等を踏まえ、規模を検討)	-	-
介護支援・心のケア	保険会社	■被害者・家族等の心のケア、講習会開催等に係る支援 ①遷延性意識障害者の家族の介護に関する講習会および勉強会開催費用補助 ②リハビリテーション講習会開催費用補助 ③脊椎損傷当事者による脊椎損傷者への情報提供・相談会・講習会等の開催費用補助 ④被害者・その家族等の心のケア推進事業支援ワーク ⑤交通事故被害者への情報提供・研修会開催費用補助 ⑥社会資源マップの作成支援 ⑦高次脳機能障害ファシリテーター育成講座 ⑧脊椎損傷に関するデータベース構築	76	73	73	-3.9%	○	○	○	継続	-	-
	JA共済	■介助犬の普及の支援	91	91	81	-11.2%	○	○	○	継続 (実施効果を引き続き検証するが、減額の方向で検討)	-	-
		■交通事故被害者・家族向け情報交換支援インターネットサイトの運営	6	6	6	-5.0%	○	○	○	継続 (実施効果を引き続き検証するが、減額の方向で検討)	-	-
被害者対策に係る基礎的研究	JA共済	■交通事故医療研究の支援	25	25	25	0.0%	○	○	○	継続 (実施効果を引き続き検証)	-	-
無保険車防止	国	■無保険車防止対策事業	38	0	0	-100.0%	△	△	△	廃止	-	・事業効果が十分でなかったため、平成23年度に廃止
	JA共済	■自賠責制度周知活動の実施	4	4	4	0.0%	○	○	○	継続 (実施効果を引き続き検証)	-	-

分類	実施主体	事業内容	22年度	23年度	24年度	22～24増減	「基本的な考え方」論点			検証結果 (25年度の方向性 (案))	あり方懇・自賠審における主なご指摘	ご指摘に対する考え方等
							適用益を財源とすることについて(財源論)	事業の対象範囲について(必要性)	財源の効率的な運用について(効率性)			
後遺障害認定対策	保険会社	<b>■自動車事故医療研究助成</b> ①自動車事故医療研究助成(公募(一般)) ②自動車事故医療研究助成(公募(特定課題))	70	70	70	0.0%	○	○	○	継続	—	—
	JA共済	<b>■後遺障害認定対策にかかる支援</b> ①外傷性腱板断裂の臨床的特徴にかかる調査 ②腰椎疾病・障害患者の予後に関する調査(農協共済総合研究所)	34	34	34	0.0%	○	○	○	継続 (実施効果を引き続き検証)	・身内への抛出となっていないか。	<b>■左記①は、近年のMRI等の医療機器の発達により、肩関節部を受傷された交通事故被害者が腱板断裂と診断されるケースが増加してきており、頸椎捻挫(いわゆるむち打ち症)とともに受傷形態の多い傷病であること、左記②は、交通事故外傷による腰椎部の受傷者は年々増加傾向にあり、頸椎捻挫(いわゆるむち打ち症)に次いで受傷形態の多い傷病であることを考慮し、調査を行うこととした。</b> <b>■同機関は設立当初より交通事故受傷者の対応研究を柱とし、医学的な分析スキルだけでなく、損害調査実務面からの分析スキルも有するなどの他機関では代替できないと考えられる特色があることから、研究委託としている。</b>
医療費支払適正化対策	保険会社	<b>■医療費支払適正化に係る支援</b> ①医療費支払適正化のための医療研修(日本損害保険協会) ②自賠責保険診療報酬基準案普及促進費(日本損害保険協会) ③民間医療機関の医師等への自賠責保険制度・運用等に関する研修	165	175	166	0.6%	○	○	○	継続 (必要性、効率性の観点から引き続き精査)	・身内への抛出となっていないか。(左記①、②)	<b>&lt;左記①&gt;</b> <b>■昭和59年12月の自賠審答申(医療費支払の適正化)を受け、交通事故医療に関する調査研究、自動車損害調査担当者に対する医療研修を行うため、実施している。</b> <b>■業界単位で医療研修を行うことで、業界全体の水準を維持できているが、次年度以降の抛出についても引き続き効率性の観点を踏まえて検討する。</b> <b>&lt;左記②&gt;</b> <b>■昭和59年12月の自賠審答申(医療費支払の適正化)を受け、各地区における診療報酬基準案の内容の周知徹底、導入支援、普及率向上を目的として実施している。</b> <b>■診療報酬基準案は普及途上にあることから、事業継続の必要性が高いが、次年度以降の抛出については、引き続き効率性の観点を踏まえて検討する。</b>
	JA共済	<b>■医療費支払適正化にかかる支援</b> 医療費支払適正化のための医療研修会の開催支援(農協共済総合研究所)	60	60	60	0.0%	○	○	○	継続 (実施効果を引き続き検証)	・身内への抛出となっていないか。	<b>■昭和59年の自賠審答申(医療費支払適正化のための研修の強化が謳われた)を受け、交通事故医療に関する調査研究、自動車損害調査担当者に対する医療研修を行うため、実施している。</b> <b>■同機関が実施する医療費支払適正化研修会は、現役医師等による医学的な知識習得のほか、損害調査実務面からの知識や考え方の習得、ケーススタディにより習得した知識等をもとに活用訓練ができるといった特色を有し、他機関での代替はできないとの考えから、同機関による研修会実施としている。</b>

2. 事故防止対策事業

(単位:百万円)

分類	実施主体	事業内容	22年度	23年度	24年度	「基本的な考え方」論点			検証結果 (25年度の方向性 (案))	あり方態・自賠審における主なご指摘	ご指摘に対する考え方等	
						22~24 増減	運用益を財源 とすることについて (財源論)	事業の対象範囲 について (必要性)				財源の効率的な 運用について (効率性)
自動車 事故発生 防止対策	国	■(独)自動車事故対策機構運営費交付金 ・指導講習・適性診断等の安全指導業務(自動車事故防止事業)	7,420 の内数	7,144 の内数	6,943 の内数	-	○	○	○	継続 (被害者支援重点化の方針の下、効率化を図りつつ実施)	・事業用自動車以外も対象にすべきではないか。 ・一般会計で措置すべきではないか。	■事故防止効果の高い事業用自動車を対象とし、運転者のみならず運行管理者や経営者も含め、組織全体で安全確保に取り組むよう指導を図っている。 ・安全指導業務の民間企業への移行を推進し、被害者保護業務に重点化(独)自動車事故対策機構第三期中期目標・計画) ■事故防止に効果がある事業であることから、運用益で実施することには合理性がある。
		■事故防止対策支援推進事業 ・衝突被害軽減ブレーキ等のASV(先進安全自動車)の導入に要する費用、自動車運送事業者の運行管理の高度化等に要する費用の補助	678	782	811	19.7%	○	◎	◎	拡充 (事故防止効果が高い事業について、効果を検証しつつ、重点的に実施)	・事業用自動車以外も対象にすべきではないか。 ・効果の検証は行われているか。 ・一般会計で措置すべきではないか。	■事故防止効果の高い事業用自動車を対象とし、運送事業者等の関心を高め、早急に普及させるためのものである。 ■効果の検証を実施して、効果が高い事業に重点化している。 ■事故防止に効果がある事業であることから、運用益で実施することには合理性がある。
		■オムニバスタウン整備総合対策事業	623	389	285	-54.2%	△	△	△	廃止	・自賠責運用益で行うべき事業なのか。 ・一般会計で措置すべきではないか。	■現在実施している事業の終了に伴い、平成25年度に廃止
		■安全運転推進事業 ・安全運転を推進するための先駆的な講習・研修の実施に要する費用の補助	40	40	40	0.0%	○	○	○	継続 (実施効果を検証しつつ、効率的・効果的に実施)	-	-
	保険会社	■事故発生防止に係る啓発事業 ①免許取得前の若者に対する交通マナーの教育普及 ②飲酒運転根絶に向けた取組み支援	15	12	11	-26.7%	○	○	○	継続	-	-
		■交通事故防止用機器の整備に係る支援 ・交通事故防止用機器の寄贈(警察庁)	93	86	78	-16.2%	○	○	○	継続 (被害者団体からのニーズ等を踏まえつつも、当面は減額を検討)	・一般会計で措置すべきではないか。	■昭和44年10月の自賠審答申(交通事故対策にも活用すべき)を受け、交通事故の防止・抑制を目的として実施している。 ■自動車事故防止の観点から必要な事業と認識(例えば「交通事故自動記録装置」は被害者団体からのニーズ・評価が高い)しているが、当面は従来と同様、毎年約▲10%程度を順次、減額する方向で検討したい。
		■事故発生防止に関する調査研究 ①生活圏での事故対策とモデル事業の実施 ②交通安全のための街づくりに関する研究 ③疾病等起因事故の調査研究	22	25	30	36.4%	○	○	○	継続 (但し、左記①の事業は3年計画満了に伴い終了予定)	-	-
	JA共済	■関係省庁・(財)全日本交通安全協会等による交通安全啓発活動への協賛	7	7	7	2.9%	○	○	○	継続 (実施効果を引き続き検証)	-	-
		■幼児向け交通安全教室・高齢者向け交通安全教室の実施	320	320	340	6.3%	○	○	○	継続 (事故防止効果が高い事業の充実を図る)	・幼児・高齢者向け交通安全教室の増額の背景は何か。	■高齢者の交通事故被害者数が依然高水準にあることから、地域の警察・交通安全協会と連携して高齢者向け交通安全教室を開催し、交通安全啓発に取り組んでいる。 ■幼児向け交通安全教室は、体験しながら交通ルールを学べるミュージカル形式の交通安全教室であり、内閣府・警察庁・国土交通省の後援を得て実施しており、体験を通じて基本的な交通安全ルールを学ぶことから効果が高いと好評を得ている。
		■児童・生徒向け交通安全啓発活動 ①交通安全ポスターコンクール ②児童向け交通安全啓発資料の提供	75	107	163	117.3%	○	○	○	継続 (事故防止効果が高い事業の充実を図る)	-	-

3. 1. 被害者保護対策事業と2. 事故防止対策事業の合計額

の	計	額	13,346	13,064	12,866	-3.6%
保 險 会 社	の 合 計	額	2,178	2,179	2,177	0.0%
J A 共 済	の 合 計	額	1,742	1,777	1,642	-5.7%
総 合	計	計	17,266	17,021	16,679	-3.4%